

-福祉オンブズおかやま・会則

-第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「福祉オンブズおかやま」と称します。

(目的)

第2条 福祉オンブズおかやまは、福祉領域の施設・居宅・病院などの利用者・家族・職員の人権を守り、福祉を向上させるために、オンブズマン活動を行うことを目的とします。

(所在)

第3条 この会は事務所を岡山市内におきます。

(会員)

第4条 会員は、会の目的に賛同し協力する個人とし、他の資格は一切問いません。

2 正会員のほかに、議決権のない賛助会員を設けます。

(会費)

第5条 正会員は年間3,000円の会費を負担します。

2 賛助会員は一口1,000円を単位として、任意の口数の会費負担をします。

(活動)

第6条 この会は次の活動を行います。

1 福祉サービスなどの実態について調査し、分析結果を公表するとともに、改善に向けて提言・提案を行います。

2 福祉サービスの利用者・家族・職員の苦情について相談を受け、解決に向けて援助を行います。

3 福祉現場での問題点や政策的な背景などをともに学び合う学習活動を行い、福祉オンブズマン制度の必要性について広く市民に知らせます。

4 福祉オンブズマン制度について研究し、確立に向けて提言・提案をし、他の同趣旨の団体との交流と情報交換を行います。

5 上記各号に付随する各種活動を行います。

第2章 運 営

(総会の召集)

第7条 総会は代表者が召集し、特に定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって会の議決とします。

- ・ 正会員の委任状による出席も総会への出席とみなします。

(定時総会)

第8条 定時総会は、会計年度終了の日から 60 日以内を開催し、以下の議案を討議します。

1. 過年度の事業報告・会計報告に関する件
2. 新年度の事業計画・予算計画に関する件
3. 運営委員などの選出に関する件
4. その他の議案

(臨時総会)

第9条 代表者が必要と認めた場合、または全正会員の3分の1を超える会員からの開催の請求があった場合は、代表者は議案を明示して臨時総会を召集します。

(運営委員の選任)

第10条 総会において次の運営委員などを選出します。

代表者1名 副代表2名 運営委員若干名 事務局長1名

事務局若干名(運営委員と兼任) 会計1名 会計監査2名

(運営委員の職務)

第11条 運営委員は運営委員会を開催し、総会の決定事項に基づいて日常運営を行います。

(運営委員会の拡張)

第12条 運営委員会は必要に応じてプロジェクトチームを作り、スタッフを会員・会員外を問わず募ったり、委嘱することができます。

(運営委員の任期)

第13条 運営委員の任期は、選任された総会終了直後より就任後2回目の総会が終了するまでの約2年とし、重任も認めます。

2 任期途中で交替が行われた場合には、後任者の任期は前任者の残余期間

とします。

-第3章 会 計

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とします。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は年 1 回行い、その結果は定時総会の会計報告の際に会員に公表します。

-

-第 4 章 会則の改正

(会則の改正)

第 15 条 この会則は、総会において全正会員の過半数の賛成があれば改正できます。

-附 則

第 16 条 この会則は、発足総会にて承認された日より直ちに発効します。

第 17 条 第 13 条の定めに拘わらず、発足当初の役員の任期は、発足日から翌年の定時総会の終了時までとします。

第 18 条 第 14 条の定めに拘わらず、発足当初の会計年度は、発足日から翌年の 3 月 31 日までとします。